

奈良県立大学リポジトリ運用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良県立大学（以下「本学」という。）の関係者から提供された資料（以下、「資料」という。）を本学附属図書館が収集・保存し、インターネットを介して学内外に公開する本学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 このリポジトリは、本学の教育・研究において創出される成果を収集、登録、保存し、学内外に公開することによる、教育への活用促進、研究活動の活性化ならびに地域社会への還元を主な目的とする。

(審議機関)

第3条 リポジトリの適正かつ円滑な運用を図るために必要となる事項については、奈良県立大学リポジトリ運用委員会（以下、「委員会」という。）において審議し決定するものとする。

(システム及び担当)

第4条 リポジトリの機能を実現するシステムはジャイロクラウドを利用し、当該システムの運用及び管理は図書館係が行うものとする。

(提供者の定義)

第5条 このリポジトリにおいて、資料を提供することができる者（以下「提供者」という。）は、本学の関係者のうち、以下の者とする。

- (1) 教員（特任・客員・非常勤を含む）
- (2) 名誉教授
- (3) 学術研究員
- (4) 学生
- (5) 職員
- (6) その他、特に委員長が認めた者

(登録対象資料)

第6条 このリポジトリに登録する資料は、以下の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 提供者が、原則として本学在籍中に単独もしくは共同で作成した資料であること
- (2) 公開にあたって、法令上、社会通念上及びセキュリティ上問題が生じないものであること
- (3) 資料の種別として以下のいずれかに該当するもの
 - (ア) 学術資料
 - ① 研究紀要（研究季報）に掲載された資料
 - ② 講演会・発表会等において使用したことがある発表用資料、会議資料
 - ③ 卒業論文ならびに学生グループ共同研究報告書
 - ④ その他、書籍や雑誌に掲載されるなど、一般的な形で公表したことがある資

料

(イ) 教育資料

研究指導・講義等の教育的な目的で作成した教材、講義資料

(ウ) その他

特に委員会で承認された資料

(提供者の登録申請)

第7条 提供者は、資料の提供に先立って前条の条件に適合していることを確認した上で、原則として附属図書館に対して登録を申請するものとする。様式については別に定める。

(登録申請)

第8条 資料の登録申請は、所定の様式に必要事項を記入の上、電子メールで申請する。

(資料の取り扱い)

第9条 附属図書館は、公開を前提として提供された資料を寄贈されたものとして以下のように取り扱うものとする。

- (1) 登録申請書にもとづき、資料のタイトル・著者名等のメタデータを確認した上で、データベースに登録する。
- (2) 公開の許諾書にもとづき、インターネットを通じて学内外に公開する。公開時の資料の利用条件については次条に定める。
- (3) 公開に支障があると判断した場合は、提供者にその旨通知する。
- (4) 一旦公開した後に公開に支障がある事態が判明した場合は、提供者に断りなく公開を停止し、再公開の可否について委員会に諮問する。
- (5) 内容の変更や削除が必要な場合は、提供者の申請に基づいて行う。
- (6) 資料の媒体変換について、保存・公開の目的を達するために必要と判断した場合は、主たる内容を変えない範囲で提供者に断りなく行う。
- (7) 公開の範囲については、委員会の議を経て定める。

(公開時の資料の利用条件)

第10条 資料は、以下の利用条件が適用され、その下で公開されるものとする。クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（日本法準拠版）に定める「表示－非営利－改変禁止」の条件を適用する。

(免責事項)

第11条 委員会は、資料の提供者ならびにデータベース利用者に対し、著作権法の周知を図るものとする。その上で、資料の公開によって発生した提供者ないし著作権者の損害については、本学は一切責任を負わないものとする。

附則

この規則は、平成30年2月7日から施行する。

附則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。